

令 7 香南市監査委員告示第 5 号

令和 7 年 2 月 28 日付け 06 香南監委発第 67 号、令 7 香南市監査委員告示第 2 号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項及び香南市監査基準第 17 条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和 7 年 3 月 27 日

香南市監査委員	有岡 正博
同	安岡 敬子
同	中屋 和彦

令和6年度の定期監査（財政援助団体関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
(1) 民生委員児童委員協議会補助金について（福祉事務所）	
香南市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）第14条では「補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は第8条第1項第3号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に、別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、次に掲げる補助事業については、補助事業実績報告書の提出を省略することができる。」とし、また、同第15条では「市長から検査を命ぜられた職員は、前条の報告を受けた場合においては、当該報告等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、補助金検査調書兼確定書（教育委員会が所管する補助金にあっては、補助金検査調書兼確定書（様式第6—2号）。以下この項において同じ。）を作成するものとする。ただし、前条ただし書の補助事業については、補助金検査調書兼確定書の作成を省略することができる。」と規定している。 しかし、当該補助金の対象協議会の中には、令和6年3月31日に実績報告書を提出した後、4月11日に委員活動費等を支払いしている協議会があった。これは	令和5年度の民生委員児童委員協議会補助金について、一部の民生委員児童委員協議会の実績報告書で、10月分から3月分までの活動経費を翌年度となる4月11日に支払う予定として令和5年度補助対象経費として計上されていましたが、補助金検査において、関係書類を確認し、活動経費について3月31日時点で額の確定ができているとして可否の判定を「合」としていました。 このことは、補助対象となる経費は補助対象期間内に支払いをした経費であるとの認識を欠いていたためであり、改めて職員の認識の是正を図るとともに、当該民生委員児童委員協議会に対して、「補助金交付規則等に基づき、当該年度の補助事業の対象期間については、年度内となる4月から翌年3月までであるため、補助対象経費となる費用については3月末までに支払いを済ませたうえで、実績報告書を提出すること。」と指導を行いました。 今後は、関係法令に基づき、実績報告に関する提出書類を十分に確認し、適正に検査を行ってまいります。

事業が完了しているとはいえない状態にありながら実績報告書を提出していることになる。ところが、その実績報告書を受けた市の担当職員は、令和6年3月31日付で、合否の判定結果を「合」として補助金検査調書兼確定書を作成していた。本来であれば、補助対象経費の支払いが補助事業の期間内に完了しているかについて、検査で確認しなければならないため、適正に検査が行われていなかったと言わざるを得ない。 完了検査を行う職員は提出書類を十分確認し、公平性を欠くことのないよう確実な検査に努められたい。そして、交付規則や関係要綱の内容を理解し、補助事業者には、不備のあるものについては適正に行うよう指導されたい。	
(2)土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業受講費補助金について (企画財政課)	
香南市土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業受講費補助金交付要綱第3条第2項では「補助金の額は、補助対象者が支払った受講料の2分の1に相当する額とする。」とし、補助対象者本人が受講料を支払うことが前提となっている。 ところが、補助対象者本人が受講料の支払をしておらず、補助対象者が所属する法人が受講料の支払をしているケースが見られた。このケースでは補助対象者が支払をしていないため、要綱の規定に基づくならば、補助対象には該当しない。しかしながら、法人が、従業員の業務に必要な知識や技術を身に付けるための支援として、受講料を負担することは当然考えられることである。今後は、これらの現状に対応できるよう、要綱の見直しを図り、補助金が有効に活用されるよう改正を検討された	受講者が所属する法人が、事業に必要な知識や技術を身に付けるための支援として受講料を支払うことにも対応できるよう、要綱を見直し、当該補助金が有効に活用されるように改正いたします。

い。	
(3) 新生児聴覚検査県外受診補助金について（健康対策課）	
当該補助金の関係書類を審査する中で、申請者本人が提出した申請書に誤りや空欄があった際に、その申請書を原本として使用せず、職員がパソコンで作成したものを原本として取り扱い、申請を受け付けている事例が複数見受けられた。 申請者に再度来庁する負担をかけないために、善意から行っていたことであり、申請者に対して口頭で、市が作成し直すことがある旨を伝え、許可を得られた場合のみ作成していたようではあったが、許可を得た記録は残っていなかった。 本来、申請書は申請者が作成したものを原本として取り扱わなくてはならない。申請者の負担を考慮しての行為とはいえ、誤った内容で作成する等があった場合、トラブルの原因となることが考えられるため、適切な事務処理とは言いがたい。自治体職員として住民の立場に立って事務を行うことは大切ではあるが、基本的なルールを守ったうえで、住民の利便性や事務の効率性を考えなければならない。今後は、不備がある場合の訂正等について課内で協議し、適正な事務処理に努められたい。	申請書は申請者が作成したものを原本として取り扱わなくてはならないという基本的なルールを、今後は課内職員全員が遵守し、適正な事務処理を実施してまいります。 また、課内で協議した結果、住民の利便性や事務の効率性を考慮し、香南市新生児聴覚検査実施要綱を見直し、申請者が誤って記入することがないように様式を変更いたしました。 今後はすべての事務処理におきましても自治体職員として基本的なルールを遵守し、合わせて課内のチェック体制を強化してまいります。